

【埼玉県外在住者用】

令和 8 年度 埼玉県に入猟しようとする方の狩猟者登録について

1 受付開始日

令和 8 年 10 月 1 日（木）

なお、11 月 15 日（日）までに狩猟者登録証等の交付を希望される方は、10 月 27 日（火）までに狩猟者登録申請書等を提出してください。

2 狩猟者登録申請書等の提出先及び提出方法

（1）提出先

〒330-9301

埼玉県環境部みどり自然課 野生生物担当 あて
「狩猟者登録申請」

※ 郵便番号（埼玉県庁専用）を記載すれば、住所の記載は不要です。
電話番号 048-830-3143

（2）提出方法

下記の提出物を上記提出先へ郵送（簡易書留）してください。

3 提出物（全員必須）

（1）狩猟者登録申請書

申請書は、登録する免許の種類ごとに提出してください。

（例）第一種銃猟とわな猟を登録する場合は、申請書は 2 枚必要です。

様式は、埼玉県環境部みどり自然課 HP（以下の URL）からダウンロードしてください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/tyouzyu/r8-syuryou-touroku.html>

なお、HP を御覧になれない場合は、埼玉県環境部みどり自然課野生生物担当にお問合せください。

（2）管轄都道府県以外の都道府県知事の登録を受けるために再交付を受けた狩猟免状又は各都道府県猟友会長が原本と相違ない旨の証明をした狩猟免状の写し（再交付又は証明の日が今年度のものに限り）

（3）写真 申請する免許の種類の数+1 枚

申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、大きさ縦 3.0 cm、横 2.4 cmの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの（※狩猟者登録証用の 1 枚以外は狩猟者登録申請書に貼付）
※複数種類の狩猟免許を同時に登録する場合は、狩猟者登録申請書用として免許の種類ごとに各 1 枚、狩猟者登録証用として 1 枚

（例）第一種銃猟とわな猟を同時に登録する場合：申請書用 2 枚、狩猟者登録証用 1 枚

（4）次のいずれかの証明書等

ア 狩猟事故共済保険事業の被共済者であることの証明書（給付金額 3,000 万円以上）

※銃猟を登録する場合は、狩猟登録欄の第一種又は第二種に「○」があること。

※複数種類の狩猟免許を同時に登録する場合は、登録する免許全てに「○」があれば 1 枚で可。

イ ハンター賠償責任保険の被保険者であることの証明書（保険証券、保険付保証明書等のいずれか。保険金額 3,000 万円以上）

ウ 上記ア、イに準ずる資力信用を有することを証明する書類

【埼玉県外在住者用】

4 狩猟税の減免措置を受ける場合に必要な提出書類（該当者のみ・5（1）参照）

（1）県民税の所得割額の納付を要しない者で、次のいずれかに該当する者

- ① 同一生計配偶者又は扶養の親族に該当しない者
 - ② 農林水産業に従事する同一生計配偶者又は扶養親族である者
 - ③ 県民税の所得割額の納付を要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族である者
- 一住所地の市町村長が発行する証明書

（2）対象鳥獣捕獲員

一県内市町村長が発行する対象鳥獣捕獲員であることの証明書

（3）認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者（次のアからエまでの書類）

ア 認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し

捕獲等従事者として所属する認定鳥獣捕獲等事業者が現に受けている認定に係る認定証（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）施行規則第19条の9第1項に規定するもの）の写し

イ 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書

鳥獣保護管理法施行規則様式第16の2により認定鳥獣捕獲等事業者が自ら作成する。

ウ 申請者が所属していた認定鳥獣捕獲等事業者により認定鳥獣捕獲等事業（認定を受けた猟法・対象種等の規定に係る鳥獣捕獲事業）が実施されたことを証する書類

当該事業の委託契約書の写し等。なお、当該事業は、申請前1年以内に埼玉県内において実施されたものであって、かつ、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた方又は当該許可を受けたとみなされた方が行うものに限る。

エ 上記ウの事業に従事した際の従事者証の写し

従事者証に記載された内容（有効期限、捕獲等の目的・区域等）が、上記ウの事業に対応したものに限る。
なお、従事者証に記載の目的は、鳥獣保護管理法第9条第1項に規定する鳥獣の管理に係るものに限る。

（4）許可捕獲者（次のア及びイの書類）

（許可の区域に埼玉県内が含まれる場合に限る）

（県の指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者及び共同捕獲の従事者を含む）

ア 鳥獣保護管理法第9条第1項に基づく許可証又は従事者証の写し

狩猟者登録の申請前1年以内に、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受け、当該許可に係る捕獲等をした方又はその従事者として当該許可に係る捕獲等に従事した方。前者の場合は、許可証の写し、後者の場合は従事者証の写しが必要となる。

返納済みの場合は、許可権者（市町村長等）に写しの交付を申請する（参考様式1）。

なお、やむを得ない理由により許可証の写し又は従事者証の写しを添付できない場合は、許可権者（市町村長等）が証明した書面をもって替えることができる。

許可の目的は、鳥獣保護管理法第9条第1項に規定する鳥獣の管理（被害防止又は数の調整）に係るものに限る。

イ 捕獲等の結果を示す書面

① 許可捕獲等をした方

原則、許可証の写しとし、報告欄の「備考」等に許可に係る捕獲等に従事した日付を記載すること。

② 許可捕獲等に従事した方

原則、従事者証の写しとし、欄外に捕獲等に従事した日付及び報告等の結果（場所、対象種、捕獲数、処置の概要）を記載すること。

【埼玉県外在住者用】

5 狩猟税、狩猟者登録手数料及び郵送料

狩猟者登録申請には、登録手数料と狩猟税の納付が必要です。

(1) 狩猟税

区 分		金額
網猟免許又は わな猟免許の 登録	ア 下記イ以外の方	8,200円
	イ 令和8年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない方のうち、次のいずれかに該当する方で、住所地の市町村長の証明書を添付した方。 (1) 農林水産業に従事している方 (2) 同一生計配偶者又は扶養親族に該当しない方 (3) 令和8年度の都道府県民税の所得割額の納付を要しない方の同一生計配偶者又は扶養親族	5,500円
第一種銃猟免許の登録	ア 下記イ以外の方	16,500円
	イ 令和8年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない方のうち、次のいずれかに該当する方で、住所地の市町村長の証明書を添付した方。 (1) 農林水産業に従事している方 (2) 同一生計配偶者又は扶養親族に該当しない方 (3) 令和8年度の都道府県民税の所得割額の納付を要しない方の同一生計配偶者又は扶養親族	11,000円
第二種銃猟免許の登録		5,500円

※ ただし、次のアからオのいずれかに該当する場合は、免除又は減額されます。

ア 県内市町村に所属する対象鳥獣捕獲員：課税免除

イ 狩猟者登録の申請前1年以内に、県内において、捕獲等の実績がある認定鳥獣捕獲等事業者の従事者：課税免除

ウ 狩猟者登録の申請前1年以内に、県内において、鳥獣による被害防止等のため、許可を受け、又は従事者として捕獲等を行った方：上記の2分の1

エ 狩猟者登録の申請前1年以内に、県内において、指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者として捕獲等を行った方：上記の2分の1

オ 狩猟者登録の申請前1年以内に、県内において、共同捕獲の従事者として捕獲等を行った方：上記の2分の1

(2) 狩猟者登録手数料

登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに 1,800円

例えば、わな猟免許及び第一種銃猟免許の登録を受けようとする場合は、3,600円（1,800円×2種類）です。

(3) 郵送料

ア 猟友会単位で一括申請する場合

狩猟者登録証等を郵送するため、レターパックプラス(600円)を同封してください。

※ 狩猟者記章及び鳥獣保護区等位置図等は、宅配便による料金着払いとします。

イ 個人で申請する場合

狩猟者登録証等を郵送するため、レターパックプラス(600円)を同封してください。

※ 狩猟者登録証及び狩猟者記章・鳥獣保護区等位置図等を送付します。

※ レターパックプラスの送付がない場合には、料金着払いにより狩猟者登録証等を送付します。

【埼玉県外在住者用】

(4) 納付方法

ア ペイジー納付

書類一式を御提出いただいた後、申請書内記載のメールアドレス（未記載の場合は御住所）にペイジー番号を送付致します。

お手元にペイジー番号が届き次第、ネットバンキングや金融機関 ATM で納付してください。

※ ペイジー番号は2つ（狩猟税と狩猟者登録手数料）届きます。

※ 申請書受付からお支払いができるようになるまでに最短2日かかります。また、お支払いいただいってから確認までに更に1日かかります。日にちに余裕を持っての申請をお願いします。

イ 窓口でのキャッシュレス納付

庁内に設置されているモバイル端末でキャッシュレス決済を行ってください。納付後に発行される狩猟税・手数料のレシートを狩猟者登録申請書へ貼付のうえ、必要書類を御提出ください。

※ 事前にキャッシュレス決済手段をご用意ください。

使用可能なブランド（クレジットカード（Visa、Mastercard、JCB 等）、電子マネー（Suica 等）、コード決済（PayPay 等））は、県出納総務課 HP で確認できます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1201/shoushi/kyassyuresu.html>

6 狩猟者登録証の返納

狩猟者登録証は、狩猟期間満了後に返納しなければなりません。

- | | |
|----------|---|
| (1) 返納期限 | 狩猟期間満了後 30 日以内 |
| (2) 返納先 | 埼玉県環境部みどり自然課野生生物担当 |
| (3) その他 | 狩猟者登録証の裏面に狩猟の結果を記載してください。
合わせて配布している出猟カレンダーも記載のうえ返納してください。 |

7 注意事項

- (1) 猟友会に所属している場合、できる限り猟友会において一括申請してください。
- (2) 狩猟者登録申請書等の書類に不備（記入漏れ、証明印漏れ、住所の相違等）があるものは受理できませんので、提出に当たっては十分注意してください。
- (3) 狩猟者登録申請書には、必ず平日の日中に連絡の取れる電話番号を記入してください。
- (4) 狩猟者登録申請書等は、郵送（簡易書留）以外は受け付けできません。
- (5) 登録証の交付は、申請書の受付順に行い、申請日の当日交付は行いません。

8 豚熱（CSF）への対策

- (1) CSF ウイルス拡散防止のお願い

本県内で、野生イノシシへの CSF ウイルス感染が確認されています。

CSF 感染確認区域で狩猟する際は、以下のとおり防疫措置（消毒など）を徹底してください。

【防疫措置】

ア 野山に立ち入った後、現場を離れるとき

- 靴・衣服・車両（タイヤ、荷台、足マット、ハンドル等）などの消毒
- わな等の捕獲機器の消毒
- 手指の消毒
- 廃棄物（山林内で出たゴミ）の処理

イ イノシシを捕獲したとき

- 捕獲地点・埋設場所などの消毒
- 衣服・靴の着替え・履き替え

ウ 感染確認区域でイノシシを捕獲したとき

- 感染確認区域で捕獲されたイノシシ、及びその肉等は、感染確認区域の外へ持ち出さない

【埼玉県外在住者用】

※防疫措置については、ホームページに掲載のチラシ「狩猟者のみなさまへ～豚熱対策のお願い～」を御覧ください。

（２） 狩猟の制限の可能性について

今後の埼玉県内及び埼玉県境付近での野生イノシシ等の CSF 感染状況により、**感染が確認された地域等での狩猟を制限する場合があります。**

（３） 狩猟税等の取扱い

今後、埼玉県内及び埼玉県境付近での野生イノシシの CSF 感染状況により、感染が確認された地域等で、自らが狩猟を行っている区域において、（２）の狩猟制限がされた場合でも、**納税された狩猟税等については返還できません**のでご了承ください。

【ホームページ参考】

豚熱発生に伴う野生いのししへの対応について（農林部畜産安全課）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0908/katikuboueki-top/csf-boar-main.html>